

第2回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

▽日 時

令和8年6月25日（木）18：30～

▽場 所

世田谷区役所2庁大会議室

▽出席委員

松原委員長、鶴養副委員長、有村委員、川松委員、木田委員、木村委員、小槇委員、坂田委員、園田委員、田中委員、中板委員、丹羽委員、平本委員、普光院委員、松田委員、山本委員、吉田委員

▽欠席委員

池田委員、石渡委員、松谷委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、柏原児童相談支援課長、北川保育課長、工藤児童相談所長、石山児童相談所児童相談課長、宮川児童相談所一時保護課長

▽資 料

資料1－① 令和7年度における各部会の開催状況について（里親部会）

資料1－② 令和7年度における各部会の開催状況について（措置部会）

資料1－③ 令和7年度における各部会の開催状況について（児童虐待死亡事例等検証部会）

資料1－④ 令和7年度における各部会の開催状況について（保育部会）

資料2 子どもに関する施設等における虐待通報の状況について

資料3 世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の取り組み状況について

資料4 児童相談所第三者評価の受審結果について

資料5 一時保護所分園の整備について

▽議事

松本部長

それでは、定刻になりましたので、令和8年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、また、夜間開催の会議にもかかわらず御出席、御参加いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、子ども・若者部長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

通常ですと、子ども・若者支援課長の寺西がこの議事に入るまでの進行を務めますが、本日は所用により欠席とさせていただいておりますので、御了承いただければと思います。

本日は、児童福祉審議会第4期の最初の対面での開催となります。

今期の2年間にわたる委員をお引き受けいただきまして、改めて、ありがとうございます。前期から引き続いてお引き受けいただいた委員の皆様、そして新たにお引き受けいただいた委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、初めに常設の各部会より、昨年度の開催状況について御報告をいただきます。その後、次第に記載の4件について御報告をさせていただきます。委員の皆様より忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今回も対面とZ o o mを併用しての会議としておりますので、御協力いただければと思います。

また、本日、池田委員、石渡委員、松谷委員より、所用のために御欠席の御連絡をいただいております。

また、坂田委員からは、あらかじめ遅参の御連絡をいただいております。恐らく吉田委員も後ほどいらっしゃるかと思います。

また、Z o o mで御参加いただく委員は、有村委員、木田委員、小橋委員、後ほど参加となりますが、坂田委員、田中委員、平本委員、山本委員となります。御発言の際は挙手または挙手機能を使っていますよう、よろしくお願いいたします。

では、今年度より新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、御紹介します。お手元の世田谷区児童福祉審議会委員名簿を御覧いただければと思います。お名前を読み上げさせていただきます。

まず、世田谷区民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長の木村和江委員でございます。よろしくお願いいたします。

続いて、大妻女子大学家政学部児童学科准教授の坂田哲人委員でこ

ございます。坂田委員は後ほど遅れて参加となります。

続いて、東京都市大学人間科学部人間科学科准教授の園田巖委員で
ございます。よろしくお願いいたします。

続いて、行政側職員の御紹介をいたします。こちらもお配りして
おります世田谷区児童福祉審議会行政側名簿に沿って、人事異動に伴い
変更があった管理職を御紹介します。

まず、児童相談支援課長の柏原でございます。

続いて、世田谷区児童相談所児童相談所長の工藤でございます。

最後に、世田谷区児童相談所児童相談課長、副所長の石山でござい
ます。

人事異動については以上となります。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前にお手元の資料について確認をさせていた
だきます。まず次第、その次に世田谷区児童福祉審議会委員名簿、そ
れから世田谷区児童福祉審議会行政側名簿ほか、右上に番号を振って
あります資料1から5がございます。不足している資料がございまし
たら、挙手をお願いできればと思います。

また、本日は議事録作成のため、速記者による記録をしております
ので、御承知おきいただければと思います。

それでは、今後の議事については、松原委員長よりよろしく願い
いたします。

では委員長、お願いいたします。

松原委員長

よろしくお願いいたします。今日は、加えて雨も降っておりまして、
なかなか足が重くなるころだったのですが、参加していただいた
方々には熱心な御意見、御議論をいただいて、貴重な御示唆をいただ
ければ幸いです。

早速、議事に入りたいと思います。

初めに、報告(1)令和7年度における各部会の開催状況の報告につ
いて及び報告(2)子どもに関する施設等における虐待通報の状況につ
いてです。

(1)、(2)続けてやりますが、まず(1)は各部会長から、(2)につい
ては事務局より御報告をいただきます。その後、御意見、御質問を(1)、
(2)の報告が終わった時点でまとめて伺いたいと思っております。御
協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、里親部会より御説明をお願いします。

委員

里親部会については、私から御報告させていただきます。

里親部会は、児童福祉法に基づき、区が里親を登録しようとする際に、区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会でございます。

昨年度の部会の開催状況については、名簿の後の資料1－①を御覧ください。

1の開催回数です。部会は年3回開催することとしており、昨年度は、7月4日（金）、11月10日（月）、3月13日（金）に開催いたしました。

次に、2の審議件数です。昨年度に諮問を受けた件数は合計10件でございます。その内訳は、養子縁組を目的とせず子どもを一定期間養育する養育家庭が4件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が同じく4件、養子縁組を目的とせずに専門的ケアを必要とする子どもを一定期間養育する専門養育家庭が2件でございます。審議に当たっては、住所要件や経済的要件、研修受講状況などについて確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や面接を行った区の児童相談所の職員や里親支援センター「ともがき」の職員等にも状況を確認するなどしながら、慎重に審議を重ねております。

里親部会は、学識経験者、児童養護施設の施設長、医師などによる委員がそれぞれ専門性に基づき、その家庭の養育力の現状や特質、さらに子どもが委託されるに当たっての留意点についても御意見をいただき、このような審議結果となっております。

区は、社会的養育推進計画（中間見直し）を経て、新たな里親委託率の目標を設定したところであり、今後も里親制度のさらなる拡充を目指す方針であると承知しております。一方で、子どもにとって最善の養育環境を提供できるよう、里親登録は厳格に行う必要があると考えており、今後も引き続き慎重な審議に努めてまいります。

最後に、3の令和8年度第1回里親部会についてです。今年度の第1回目の里親部会は7月24日（金）に開催を予定しており、現時点での審議予定件数は3件となっております。内訳としては、養育家庭が2件、養子縁組里親が1件となっております。

御報告は以上でございます。

ありがとうございました。

続いて、措置部会より説明をお願いしたいと思います。

それでは、私から措置部会の開催状況について報告させていただきます。お手元の資料1－②を御覧ください。

措置部会では、児童福祉法に基づき、子どもまたはその保護者の意

松原委員長

委員

向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、世田谷区長からの諮問を受けて審議し、その結果を答申しております。また、過去に部会より意見具申または助言を行った案件に対して、その後の援助経過の報告などを児童相談所から受けることもございます。

まず、部会の開催回数ですが、審議・報告案件がない場合に流会となることを除き、原則として毎月開催することとしております。令和7年度は資料に記載のように9回開催しております。

審議及び報告件数についても資料に記載のとおりですが、令和7年度は審議13件、報告2件を受けております。

事例の種別及び内訳については、件数の下に記載しております。

なお、審議案件については、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申いたしました。

次に、被措置児童等虐待の状況報告をさせていただきます。資料の裏面へお移りください。

措置部会は児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から児童福祉審議会に被措置児童等虐待への対応について報告を受けた際、区長に対し意見を述べることでできるとされております。

令和7年度は区へ1件、被措置児童等虐待通告がございました。区から報告を受け、部会として意見を述べておりますが、虐待非該当として、区の調査等対応を認めております。

措置部会からの報告及び説明は以上でございます。

ありがとうございました。

続いて、児童虐待死亡事例等検証部会部会よりお願いいたします。

それでは、児童虐待死亡事例等検証部会について御報告をさせていただきます。お手元の資料1-③を御覧ください。

まず令和7年度の部会の回数ですが、7回開催しております。そして、次に議事についてですが、まず令和6年度の発生事例の検証についてです。令和6年度に世田谷区内で発生した事例について、別添の児童虐待死亡事例等検証部会検証実施基準に基づいて検証の要否について審議を行い、令和7年7月から12月にかけて本部会にて検証を実施してまいりました。検証結果については前回の本委員会で御報告したとおりになります。

続いて、令和7年度の発生事例の検証についてです。令和7年度に発生した事例について、即時検証が必要な事例として、令和8年1月から検証を行っております。検証は令和8年度も継続して実施することとしておりまして、検証結果については、報告書がまとも次第御

松原委員長

委員

報告します。

御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、最後に保育部会から御報告をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

委員

令和7年度の保育部会開催状況について御報告申し上げます。資料1－④を御覧ください。

1、令和7年度活動実績ですが、開催回数は3回で、第1回を令和7年10月に、第2回を令和8年1月に、第3回を令和8年3月に開催しております。

2、諮問事項ですが、保育部会では、児童福祉法に基づく保育所の認可等について諮問を受け、その適否について審議し、答申しています。令和8年度より、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が開始されており、令和7年度には、乳児等通園支援事業に関する認可についても審議を行いました。審議の内容は、保育施設の整備着手前に、その計画の認可基準への適合状況について確認する計画書承認と、開園前に再度認可基準への適合状況を確認する認可に分かれております。なお、乳児等通園支援事業については、認可のみとなります。審議では、認可基準への適合状況の確認だけではなく、公認会計士の委員から財務面への意見やアドバイスをいただくとともに、保育の質を確保する視点から、事業決定時の附帯条件等への対応状況などについても踏み込んで意見聴取を行っております。認可後、運営への引き継ぎ後も、改善に向けて取り組んでいただくよう、保育部会としても連携してまいります。

令和7年度は、保育所の認可の1件、保育所の運営事業者の変更に係る計画承認及び認可の1件、乳児等通園支援事業の認可の69件について審議し、全ての案件について適当と答申しております。

5ページの3、報告事項を御覧ください。令和7年10月の児童福祉法改正により、保育所等の職員による被措置児童虐待を発見した者の通報義務と、通報に対して所管行政庁が行った措置に関する児童福祉審議会への報告及び意見聴取の仕組みが設けられました。これに伴い、保育部会では、保育所・児童館・放課後児童健全育成事業等の虐待通報について意見を述べる役割を担うことになりました。

第1回では、この虐待対応の強化に伴う実施体制等の整備に関する報告のほか、保育の定員確保の取組、こども誰でも通園制度やベビシッター利用支援事業の導入に向けた検討状況、区内保育施設におけ

る虐待事案の発生について報告を受けました。

6 ページを御覧ください。第 2 回では、虐待対応の強化に伴う令和 8 年度以降の児童福祉審議会保育部会の運営について、部会の委員を 1 名増員し、開催頻度を 2 か月に 1 回とすることについて報告を受けました。

また、10 月の法改正以降の虐待通報についての報告を受け、虐待や不適切な行為の判断基準や、保育の改善に向けた今後の取組等について意見交換を行いました。

第 3 回では、引き続き保育施設等に関する虐待通報についての報告のほか、令和 7 年 3 月から令和 8 年 2 月末までの 1 年間に発生した区内保育施設における重大事故及び虐待（不適切な行為）についての報告を受けました。

引き続き、保育部会では、子どもの権利を中心とした保育が実現できるよう、審議を行ってまいります。

保育部会からの御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、引き続いて(2)について事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、(2)について御説明をさせていただきます。こちらについては、措置部会及び保育部会の報告の案件とも関連する部分がございますので、併せて御報告となります。子どもに関する施設等における虐待通報の状況についてとなります。

なお、こちらの資料については、5 月 28 日の区議会の特別委員会で報告したものととなります。

1 の主旨ですが、昨年 10 月に改正法が施行されまして、児童福祉法等に規定する施設職員等による虐待の通報義務等の対象施設・事業について、改正法施行後における虐待通報の状況を報告するものとなります。

2 の対象期間については、改正法施行日である令和 7 年 10 月 1 日から以降、令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。

3 の通報状況等ですが、2 ページ目を御覧ください。2 の表に記載のとおり、対象期間の通報件数は合計 34 件となっております。このうち虐待回答件数はゼロ件、不適切行為に該当する件数は 8 件となっております。施設種別ごとの内訳は記載のとおりとなります。また、通報 34 件の通報経路は、3 の表に記載のとおりとなっております。

また、1 ページ目にお戻りいただいて、4 の今後のスケジュールは、

その後、議会にまた報告するスケジュールを記載しております。この資料2の資料は、保育部会への報告結果と併せて、議会に報告をしました。7月の特別委員会では、記載のとおり、児童相談所の事業概要の中で、措置部会への報告結果を報告する予定でございます。

御説明については以上です。

松原委員長

ありがとうございました。それでは、報告内容について御意見とか御質問がありましたら、よろしく願いいたします。オンライン参加の先生方も、どうぞ御遠慮なく手を挙げていただければ……。

今日は石渡委員が御欠席なので、本当は障害児関係のことも御意見があるのだらうと思います。何かその辺をフォローいただける委員はいらっしゃいますか。

資料2の一番最後のところの表で言うと、放課後などはどうなのでしょう、事務局で。

事務局

資料2の2ページ目に放課後児童健全育成事業が、通報件数が6、そのうち不適切行為の該当が4と記載をしております。こちらについては、この法改正を受けて通報窓口を明確化したことによって、こういう案件が上がってきています。これまでも個別に相談ある案件等はありませんでしたが、やはりこういう通報窓口を明確化したことによって、これだけ複数件の該当が来たというところになります。

放課後児童健全育成事業は、主に小学生の特に低学年の子どもたちが過ごす場となっております。世田谷区内の放課後児童健全育成事業については区立と民設がありますが、大半が区立ということで、小学校の中に設置しているということになります。

一般的に、全国的には、その待機児童が叫ばれる状況ではございますが、世田谷区は定員を設けておりませんので、基本的には受けるというようなことになっております。それは、待機児を生まないという一方で、非常に過密な環境にあるということもあって、現場を見ていただくとお分かりになると思うのですが、非常ににぎやかなのです。そういう中で、どうしてもちょっと強い口調での指導が何件か散見されまして、そういうところでこういう通報、不適切行為に該当するものが出てきたという状況になっております。

松原委員長

ありがとうございました、あまり専門ではないところで口火を切らせていただいて。ほかはいかがでしょうか。4つの部会についての御質問、御意見でも結構です。

もしオンラインの委員で、ちょっと今、動きが見えたのですが、よろしいですか。会場の先生方もよろしいですか。では、ありがとうご

ございました。それでは、この御報告については審議会として了承したという扱いをさせていただきます。

本件については以上といたします。

次に報告の(3)世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の取り組み状況について、事務局より御説明をお願いいたします。

それでは、(3)世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の取り組み状況について、事務局より御報告します。お手元の資料3を御覧ください。

まず最初に、1の主旨でございます。本件は、令和7年3月に策定した世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に基づき、その進捗管理について、毎年度評価のための指標等により進捗状況について自己点検を実施し、その結果を報告する必要があることから、令和7年度の取組状況をまとめ、報告するものでございます。

2の取り組み状況ですが、別紙に取り組み報告の本編を添付しておりますので、各取組の詳細については後ほどこちらより御覧いただければと思います。

この報告では、各項目における主な取組内容について、別紙記載の内容から抜粋して報告させていただきます。

3の主な取り組み内容について御覧ください。

まず(1)子どもの権利擁護の取組みの推進でございます。こちらについては、意見表明等支援事業について、一時保護所に加え、区内の児童養護施設及び里親家庭を対象とした意見表明等支援員の訪問活動を実施いたしました。

また、令和7年4月に世田谷区子どもの権利条例が改正施行されたことを受け、関係機関への研修やリーフレット等による周知を通じて、子どもの権利に係る意識醸成と理解促進に取り組みました。

続いて、(2)予防型の児童相談行政の推進についてです。こちらの主な取組としては、要保護児童支援協議会の枠組みを活用しながら、支援対象児童等の早期発見や関係機関のネットワーク強化等に取り組むほか、児童虐待に係る理解や対応力の向上、代替養育に関する周知啓発に取り組んでまいりました。

続いて、(3)児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善でございます。こちらについては、児童福祉と母子保健のさらなる連携強化に向け、令和6年度より運用を開始したこども家庭センターにおける運用状況について評価・検証を行いまして、会議体の整理やサポートプランの対象家庭拡充等、より効果的で効率的な運用に向けた検討を

進めたところでございます。

次に、(4)一時保護の児童への支援体制のさらなる強化でございます。一時保護所における学習環境の整備や子どもの権利擁護に努めたほか、令和7年9月より、乳幼児短期緊急里親モデル事業を開始し、令和7年度においては、2家庭の方に乳幼児短期緊急里親として登録いただき、2件の一時保護委託を受けていただきました。

なお、当該ケースについては、一時保護委託解除後は、いずれも家庭復帰となっております。

次のページで、(5)パーマネンシー保障に向けた取組みの推進でございます。こちらについては、家族再統合等支援のためのヒアリングを実施し、地域担当（児童福祉司・児童心理司）、里親担当、親子支援チームの役割を明確にし、親子関係の再構築や家庭復帰に取り組んでまいりました。

次に、(6)里親等委託の推進については、子どもの総合的なアセスメントを実施した上で里親委託先を検討し、丁寧なマッチングを行っておりますが、個別ケアを必要とする児童が多い傾向にございまして、専門的な支援を行える児童養護施設への入所が増えたことにより、里親委託率は令和6年度実績26.2%から24.3%に低下しています。また、里親登録数についても、周知啓発事業を推進してまいりましたが、目標値を下回る結果となっております。

一方で里親支援については、令和7年度より里親支援センターを設置し、休日夜間における支援体制を整え、里親支援業務を継続して安定的に実施しております。

次に、(7)児童養護施設等の機能強化については、グループホーム1か所の新設により、6人定員の施設5か所のうち3か所の定員を4から5名に減らし、小規模化を進めました。あわせて、ホーム内の2人部屋を個室に改修し、入所児童の生活環境の向上も図っております。

続いて、(8)社会的養護自立支援の推進については、新たに社会的養護自立支援協議会を設置し、支援が必要な若者の掘り起こし、適切な支援につなげるネットワークづくりに取り組むほか、せたがや若者フェアスタート事業について対象者の拡充を行うとともに、新たに医療費支援等の支援内容の拡充も図ったところでございます。

最後に(9)人材育成・人材確保は、研修の実施により、質の確保・向上とチームマネジメント力の強化に取り組むほか、子ども家庭支援センターと児童相談所のさらなる連携強化の観点から、両組織の職員の交換研修を実施し、相互理解の向上にも取り組んでいるところでござ

います。

各取組の詳細については、後ほど別紙より御確認いただければと思います。

次に4、成果指標でございます。この間の取組を踏まえて、令和7年度における成果指標の達成状況については、表中4の児童相談所第三者評価の受審結果の評価SとAランクの割合については目標値を達成しましたが、里親等委託率、子どもと保護者のサポートプランの作成数については目標値を下回る結果となっております。

こうした状況を踏まえて、今後の取り組みについて御説明します。5の今後の取り組みについてを御覧ください。引き続き、各項目に掲げる取組を着実に推進していくとともに、今回、成果指標に掲げる目標値を達成できなかった項目については、下記に記載した取組により、より一層の推進を図り、目標の達成を目指してまいります。

具体的な取組として、まず、里親等委託率については、家庭養育優先原則と子どものパーマナンス保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、委託前の丁寧なアセスメントに基づいたマッチングや委託後における里親支援の充実を図り、里親が安心して子どもを受け入れることができるよう、里親支援センターとさらなる連携を図るとともに、未委託家庭の養育力向上に向け研修内容の充実も図ってまいります。また、あわせて里親制度の周知と里親登録数の確保に向けては、地域理解と全区展開の両面から啓発活動を展開してまいります。

具体的には、今年度、区内5地域に分かれておりますが、烏山地域を普及啓発の重点地域として事業を展開し、翌年度以降、順次地域展開を図っていく予定でございます。

次のページで、子どもと保護者のサポートプランの作成数でございます。こちらについては、作成対象家庭の拡充を図ったものの目標達成に至らなかったことも踏まえ、今後、プランの作成状況や活用状況等の評価・検証を行い、また、他自治体の事例等も踏まえながら、サポートプランのより効果的な運用に向けた検討を行ってまいります。

最後に6、今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。それでは、この件について御質問、御意見等をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

御説明ありがとうございました。多様な取組を様々に展開されていて、とてもすばらしいと思います。中間見直しの取組状況で何点か御

質問を差し上げたいのですが、子どもの権利擁護の取組ですが、区内の児童養護施設と里親家庭へのアドボケートの派遣は、現状は区内の2施設に限定されていると。それから、里親さんは実際にはどのぐらいの件数というか、1家庭何回とか、ちょっと細かいことを聞けたらなと思いました。あと、区内の2施設の、区の措置のお子さんではないおさんはどうされたのかなということもちょっと伺いたいと。それが子どもの権利擁護のことで1つです。

次はサポートプランですが、私はサポートプランの作成数を目標にすること自体がどうかと思っていて、数を競うというか、目標を定めてどんどんやるということは、あまり適切ではないように思うのですが、このサポートプラン作成数のうちで、手渡されたものはどのぐらいなのかなということがもし分かれば教えていただけたらなと思います。それが2つ目です。

あと、今は妊産婦さんの支援が非常に重要だと思うのですが、妊産婦等生活援助事業等は、区として取組はされないのかどうかについて、今後の見通し等が伺えたらと思うことと、あと、やはり母子ショートはすごく有効な手だてだと思うのですが、母子ショートを母子生活支援施設でされていると思うのですが、その広報とかをして、件数はそんなに多くないのかなという気もするのですが、進めていく上で今後の方針なりがもしおありでしたら伺いたいなと思いました。

以上です。よろしくお願いします。

松原委員長
事務局

3点ありますが……。

ありがとうございます。まず最初の意見表明等支援事業についてですが、まず児童養護施設については、区内の2か所に行っております。令和8年1月に2か所を訪問しております。内容としては、ワークショップをしたり、子どもの面談とか交流をしております。

実際に、区内養護施設については、区で措置された児童のほかにも、ほかの自治体から措置された児童もおります。なかなかそこを分けてワークショップをすとか説明をするということは難しいところもありますので、説明については一体となってしております。

もし区以外の自治体から措置されている児童から、意見表明等の希望があった場合には、措置元の児相に連絡を取って、そちらと連携しながら対応いただくという形を取っております。

続いて、里親のほうです。養育家庭については、こちらは年2回訪問をしております。1回目が、昨年で言うと8月から11月にかけて、2回目が1月から3月にかけて行っております。

それぞれ重複する家庭とか、1回だけの家庭とかというところで、日程の調整の関係で、そういう形にはなっているのですが、1回目については、実施した児童が18名、2回目については11名となっております。

2点目のサポートプランですが、すみません、手交している数については、今ちょっと把握はしていないところです。

数はちょっと把握していないのですが、サポートプランについては、確かになかなか数をどう評価するかは難しいのかなと思っておりますが、一番大事なことは、やはりサポートプランをいかに有効に活用していくかということかと思っております。

そういう意味でも、今年度は、こども家庭センターも令和6年度から運用しておりますが、評価検証を今年度もやろうということになっておりますので、その中でサポートプランを、実際にこども家庭センターでどういう運用をしているのかとか、また、それを活用したことによって、支援がどのように方向へ行ったのか、また、課題としてどういうことがあるのかを、ちょっとしっかりと評価検証をして、やはりサポートプランが有用に活用されなければ意味がないと、交付する数だけを増やすことなく、その中身をしっかりと精査する必要があるかなと思っておりますので、その点は今年度はしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

事務局

続いて、妊産婦等生活支援事業ですが、令和6年度から施行されているというようなところにはなりますが、区では、この実施に当たっては、保健所とよく検討しなければいけないところであるのですが、実は率直に言うと、区としては、まだその検討はちゃんと及んでいないというところが実態となります。

実際としては、区の方でも、別の自治体に、民間であるようなところと連携しながら取り組んでいるような事例はございます。

あと、母子ショートについては、区としても母子生活支援施設のほうでそういう機能は持っておりますが、子ども家庭支援センターのほうからつないでいくような形になっておりますので、必ずしも件数が多いというような状況ではございません。

ただ、やはりこの間の母子と子育て支援のほうの連携ということで考えていきますと、もう少しこのあたりをうまく機能していかないといけないのだろうとは思っておりますので、また研修部会の議論なども踏まえながら、ここら辺をどのように機能させていくかは考えていきたいと思っております。

松原委員長 よろしいですか。

委員 はい、ありがとうございます。

松原委員長 世田谷区は、そういう認識と違った認識でされているので、このサポートプランなどが出てくるのでしょうかけれども、親子再統合したからパーマネンシー保障ができたとは言えないのですよね、むしろ状況は悪くなってしまうことがあるので、再統合するときの、そのポイントでの支援はすごく大切だと思います。

委員 観点を変えて、ほかのことでも結構ですが、いかがでしょうか。

松原委員長 意見表明支援員を年に何回入れていますか。

委員 うちは来ていないです。

松原委員長 来ていない、そうですか。話が続かなくなった。分かりました。

委員 本日、会場にお伺いできればと思ったのですが、リモートになって申し訳ありません。

事務局 実はこの指標のところで、どうなのかなと思ったのは、やはり司法審査に伴って、子どもの意見表明のところが大きくなっているかなと思ったのですが、この満足度みたいなところをずっと追いかけていただいているのですが、何かここの調べ方とか、どのように算定しているか、もしかしたらどこかでお話があったのかもしれませんが、少し教えていただければと思いました。

事務局 やはり、すごく難しいとは思っているのですが、この時点では、対象児童へのアンケートとかヒアリングということを、おおむね年に1回程度実施をしていこうとは考えております。

松原委員長 よろしいですか。

委員 はい、定期的にチェックされているということですね。ありがとうございます。

松原委員長 そうですね。ほかはいかがでしょうか。

委員 社会的養護自立支援の強化というところで、新たに協議会を立ち上げてとありますが、この協議会を構成する団体がどういうもので、その活動の実績が書かれてはいるのですが、もう少し詳しくお話しいただけますでしょうか。

事務局 ありがとうございます。社会的養護自立支援協議会については、昨年度から立ち上げを行っておりまして、昨年度は1回実施しております。すみません、今名簿がないので、全部は網羅できていないですが、基本的には、参加いただいているところは児童養護施設や自立援助ホーム、社会的養護自立支援拠点事業を受託しているせたエールや、区内で居場所などを運営していただいている団体ということで、比較的

社会的養護経験者の支援に携わる団体を中心にお呼びして議論をしているところです。

昨年度については初年度の1回目ということで、基本的には各団体の取組の紹介と、今、区が抱えている社会的養護の方に対する自立支援として、今後どういう取組を展開していくべきかの課題の共有を図ったというのが昨年度の状況でございます。

また今年度も引き続き実施していくことと、代表者会議ということで昨年度は1回だったのですが、今年度については、より実務的な話ができるような形で、実務者会議も展開していく予定でございます。

以上でございます。

委員

はい、ありがとうございます。

松原委員長

ほかはよろしいでしょうか。それでは、本件についてこれまでといたしたいと思います。

続いて、報告(4)児童相談所第三者評価の受審結果について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

では、続けて(4)児童相談所第三者評価の受審結果について、引き続き事務局より報告をさせていただきます。お手元の資料4を御覧ください。

こちらについては5月28日の議会、子ども・若者施策推進特別委員会にて報告した内容と同様のものとなっております。

まず、1の主旨でございます。児童相談所業務の質の確保及び向上を図ることを目的として、令和7年度に児童相談所第三者評価を受審しましたので、その結果を報告するものでございます。

2の第三者評価の概要でございます。まず、(1)実施方法ですが、一般社団法人Ricco lab. への委託で実施しております。

(2)評価方法ですが、記載のとおり、国のガイドラインに基づいて、アンケート調査や実地調査等により評価を実施しました。

2ページ目を御覧ください。(3)評価項目の構成は、国のガイドラインに基づき全7部65項目で構成しており、(4)評価基準に記載のとおりSからCの4段階で評価いただいております。

続いて3、受審結果ですが、表に記載のとおり、全65項目中、Sが6項目、Aが57項目、Bが2項目、Cが0項目と評価されております。

なお、各内の数値は、前回、令和4年度の受審結果を記載しております。前回と比較するとSが2つ増えており、AとBは1つずつ減少した結果となっております。

事業者からの報告書本編は資料1に添付しておりますので、後ほど

御確認ください。

また、表の下の米印に記載してあるとおり、前回受診結果（令和4年度受審）を踏まえた改善状況については、資料2にまとめておりますので、こちらも後ほど御覧いただければと思います。

次に、今回の受審結果の主な特徴について御説明いたします。3の(1)特に評価された点です。まず1点目として、里親委託や施設措置の子どもに対して、児童福祉司と児童心理司が月1回の頻度で訪問や面接を行い、子どもの状況や意向を把握するとともに、里親や施設と情報共有等を行いながら連携を深めている点、2点目として、子どもの権利条例の改正施行に伴い、研修等を通して職員の理解を深めていることや、意見表明等支援事業等の法改正への対応に際して、よりよい方法を模索しながら個別の相談支援の充実に努めている点、続いて3点目として、子どもが職員以外のアドボカシーを利用できる環境がつくられていることに加え、子ども目線で独自の説明資料を作成するなど、よりよい形で子どもに対する説明と意見聴取が行えるように努めている点、続いて3ページになりますが、4点目として、関係機関との連携について、子ども家庭支援センターと児童相談所の「のり代型支援」を推進していること、また、区立の児童相談所としての強みを生かしながら必要な情報を迅速に収集している点、最後5点目として、児童養護施設等を巣立った若者を対象に、安定した生活基盤及び学び直しの保障のために支援基金を設け、居場所の提供や奨学金の支給など各種の支援策を実施している点、以上が特に評価された点となっております。

続いて、(2)主に課題とされた点でございます。1点目として、職員の業務負担の増加に伴い、援助方針会議への出席率が低下していることに加え、当該児童を取り巻く生活環境や心の発達、行動観察等が、総合的な診断においてどのように連動しているか、関連性が見えづらい状況になっている点、2点目として、ジェノグラム等、視覚で把握しやすい情報を含め、アセスメント情報が職員間で共有できるよう、児童相談記録システムの見直しを行っていくことが望まれる点、3点目として、当面の援助方針は、多職種参加の下で多角的な視点から検討を行っているが、長期的な視点での支援については、状況の変化に応じ、再アセスメントを行う等、援助方針の内容について検討する余地が残っている点、4点目として、組織体制について、年度途中での欠員補充が難しいことが課題となっていることに加え、相談件数の増加や内容の複雑化に対応するため、児童相談所が1か所でよいかも含

め、検証を進めることが期待される点、最後５点目として、職場環境について、適宜相談しやすい職場環境の下で業務が遂行されているものの、超過勤務が慢性的に生じており、人員体制の強化が求められている点、以上の点が主な課題として挙げられております。

以上の内容を踏まえまして、４、受審結果を踏まえた今後の取組について御説明します。まず(１)効果的・効率的な援助方針会議のあり方についてです。援助方針会議については、協議事項と報告事項を明確に分けることで、めり張りのある会議進行を図るほか、協議・報告に係る様式を見直し、社会診断等の各種診断と援助方針との連動性を可視化し、より効果的・効率的な会議運営へと改善を図っております。

次のページになりますが、(２)アセスメント情報等の職員間共有についてです。令和８年度中に予定されている児童相談記録システムの入替えにより、機能面の改善を図り、アセスメント情報等の職員間の共有を進めてまいります。また、新たに導入するシステムは職員に配布しておりますタブレット端末からの使用も可能となることから、タブレット端末を活用しながら、各職員がジェノグラム等のアセスメント情報を適宜共有できる仕組みを整備してまいります。

続いて、(３)長期的な視点での支援の再アセスメントの実施について。子どもや保護者、家庭等の状況の変化を確実に捉え、適宜援助方針の見直しを行うことに加え、子ども家庭支援センターと協働するケースについては、関係機関を交えた個別ケース検討会議を適宜開催するなど、適切な役割分担の下、長期的な視点に立った支援を徹底してまいります。

最後に、(４)組織体制と職場環境についてでございます。こちらについては、引き続き計画的な人材育成研修を実施していくとともに、必要となる職員体制の確保に努めてまいります。また、超過勤務の削減に向けては、ＩＣＴの導入による業務負担軽減に取り組むとともに、時差勤務制度の積極的な活用等、職員が安全に安心して職務に取り組める環境を築き、より質の高い支援につなげてまいります。

次に５、次回の受審予定については、国のガイドラインでは、受審頻度は３年に１回サイクルが望ましいとされておりますので、次回は令和１０年度を目途に受審することといたします。

最後に６、今後のスケジュールについては、記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明についての

御質問、御意見を受けたと思います。いかがでしょうか。

Sが2つ増えたということでしたが、これは意外でしたか、それとも……。

事務局

意外というか、うれしいなというところでしょうか。ありがとうございますと思っています。

松原委員長

その水準を維持できるように、また、お仕事が大変になるかと思いますが、現場で頑張っていただきたいと思います。

あと、これは意見ですが、調査会社は、ある程度固定し過ぎてしまうと同じようなものしか出てきませんので、何回かに1回は意図的に入れ替えた方がよいかなと思います。

事務局

ありがとうございます。今回の事業者は、前回の事業者と異なるところになっております。そして、事業者の決定については、入札による形を取っておりますので、なかなかその結果によるというところはありませんが、ただ、おっしゃるとおり、同じ事業者が続くということで、また、デメリットもあるし、また、事業者が替わることによって、新たな視点での評価もいただけるということは大変意味があるかなと思っています。

もし続いた場合も、もちろん続くこともあると思うのですが、その場合には、また経年でどう変わったのかというところも評価いただけたところかなと思いますので、それぞれにメリット、デメリットがあるかなとは思いますが、いただいた評価をしっかりと受け止めながら、改善に努めていくというところは変わらないかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

松原委員長

まあ、もし続くようであれば、ポイントを絞って、今回はインターク段階をやるとか、今回はネットワークを中心にやるとか、少しめり張りをつけられるとよいのかなとも思います。だんだん評価側も言うことがなくなってきちゃうんですね。

ほかはいかがでしょう、よろしいですか。それでは、本件についてはここまでにいたしたいと思います。

最後に報告(5)一時保護所分園の整備について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

それでは(5)一時保護所分園の整備について、引き続き事務局より御報告させていただきます。

資料5を御覧ください。こちらについては4月24日の議会、子ども・若者施策推進特別委員会にて報告した内容と同じものとなっております。

初めに1、主旨でございます。区の一時保護所は、近年、保護児童数の増加により、定員超過や、個室が確保できないことによる子どものプライバシー確保の課題、また、職員の執務スペースの狭隘化等様々な課題が生じております。

そのため、一時保護所の定員を再設定した上で、これらの課題のうち、定員超過と個室の確保という課題解消を図るための緊急的な対応として、一時保護所の分園を令和10年3月の開設に向けて整備してまいります。

2、一時保護所定員の再設定等についてでございます。

まずは、(1)現状でございます。表の令和7年度速報値の欄を御覧いただくと、一時保護所の平均在所人数は25人となっており、定員26名とほぼ同程度となっております。

また、表の2段目にあるとおり、定員を超えた日数は、令和7年度においては132日間にも上っております。

続いて、(2)保護実績等を踏まえた定員の再設定ですが、今後、在所人数が増加した場合でも、適切に子どもの環境を確保した上で保護していくため、敷地面積や職員体制という分園整備に係る諸条件を踏まえて、新たな定員を32名に再設定してまいります。

次に、(3)本園・分園のそれぞれの定員設定についてです。

まず、本園についてですが、現状で確保可能な個室数に合わせて、男子8名、女子6名とし、46名を加えた計20名を新たな定員とします。

2ページ目を御覧ください。分園については、敷地面積より各階1ユニット6名定員、男子6名、女子6名の計12名とし、一時保護所本園面と合わせて定員数の合計を32名といたします。

なお、最多在所人数への対応ですが、これまでの最多在所人数は令和7年度の35人となっており、分園整備後も一時的に定員を超過することが考えられます。令和7年度実績で見ても、32名を超過した日数は13日間となっております。そのため、なおも定員超過が生じた場合には、保護所内の静養室や面接室等を活用し、個室を確保した臨時的な受入れを行うなど、柔軟な対応を行ってまいります。

続いて3、整備方針の概要でございます。児童相談所との連携を保つ範囲に所在する区有施設を活用して、一時保護所分園を整備してまいります。その整備及び運営については、世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例が適用されます。

続いて4、児童相談所、一時保護所本園及び分園間における連携についてでございます。児童相談所と一時保護所とで打合せを行い、子

どもの行動観察、生活面のケア、学習や通学支援等について、引き続き十分な連携を図ってまいります。

また、一時保護所本園と分園については、基本的には共通の考え方の下で子どものケアや支援を行うこととなりますが、入所する子どもの特性や状況等を踏まえ施設を使い分けるなど、両施設間で連携・役割分担を密に行い運営してまいります。

続いて5、一時保護所分園設置に伴う職員体制確保についてでございます。世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を踏まえながら、一時保護所を24時間365日安定して運営するために必要な職員を配置いたします。現時点では、分園に配置する職員数は、会計年度職員含め60名程度と見込んでおります。

なお、開設に当たっては、職員確保の状況等を踏まえながら、1ユニットずつ段階的に開設していくことを想定しております。

6、概算経費については記載のとおりとなります。

続いて7、一時保護委託の状況等についてでございます。児童の一時保護に当たっては、区の一時保護所のみならず、里親や児童養護施設、他自治体等への一時保護委託についても可能な限り活用しておりますが、今後も、令和7年度からモデル実施している乳幼児短期緊急里親事業等、一時保護委託のさらなる拡充に向けた取組についても、分園整備と両輪で進めてまいります。

次に8、中長期的な対応についてです。現一時保護所は、10年後の令和18年に築65年を迎えます。加えて、今回の分園整備によって、定員超過や子どものプライバシー確保等の一部の課題は解消が見込まれますが、執務スペースの狭隘化等、環境面の課題は解消が難しい状況でございます。そのため、引き続き一時保護に係る傾向を分析して、中長期的な視点から適正な定員数、職員体制を明らかにした上で、一時保護所の抜本的な課題解消に向けた検討を進めてまいります。

最後に、今後のスケジュールについては、現時点の予定ですが、記載のとおりとなっております。

私からの報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。分園を整備されるという中身でしたが、御質問、御意見をお伺いしたいと思います。

委員

御説明ありがとうございます。分園を整備されるということで、待たれるなど、ぜひお願いしたいと思うところですが、位置関係が気になるのですが、児童相談所に付設されているよさは、児童福祉司と児童心理司さんがいつでも会える、もう毎日でも顔を見に行って、一緒

に時間を過ごしたり、それこそキャッチボールをしたりとか話を聞いたりする中で、子どもも心を開いてくれると思いますし、身近にいることが必要だなと思います。

また逆に、一時保護所職員が会議に参加するとか、保護者の面接に一時保護所職員が同席してくれると、保護所での様子もリアルに伝えてもらえるし、児童福祉司、児童心理司が語るだけではないよさがあるので、保護者の面接等にも一時保護所職員が参加できるとよいと思いますし、学校とか地域の要対協の会議などにも、一時保護所職員が参加できるようになると、より幅が広がって、提供できる情報も増えるので、よいと思うのです。だから、近いといいなと思うんですよね。

それで、援助方針会議を今どうされているのか分からないですが、一時保護所職員が出席してくれることで、様子もよく伝わるし、やはり援助方針会議で一時保護所職員も一緒に考えるということが必要かなと思いますし、逆に観察会議に児童福祉司、児童心理司が出るということも大事だなと思うのですよね。

保護所の観察会議に福祉司、心理司が同席して一緒に話ができることも大事かなと思うので、そういう取組が進むとよいなと思います。

なので、今も保護所と児相が離れている中で、分園がどういう位置関係になるのかと、あと、ぜひ今の一時保護所は、かなりお金もかかるし、時間もかかるし、場所の問題もあるけれども、ユニット制になるような形の改築を進めていただけたらなと思います。よろしく御検討をお願いします。

松原委員長
事務局

事務局、何かありますか。

ありがとうございます。援助方針会議と観察会議の話が出ておりました。現状も離れている中で、援助方針会議、観察会議には、それぞれ一時保護所の職員が援助方針会議に参加し、観察会議には担当の児童福祉司、心理司が参加するという形では、もう現状でもやっているところでございます。

そして、新たに分園を整備しますが、場所の具体的なところは、ちょっと申し上げられないのですが、引き続きそういう連携ができる距離感というところには整備する予定でございます。

当然ながら、その観察会議、援助方針会議に、それぞれ双方に参加するということは、子どもをしっかりと支援につなげていくためには重要なことでございますので、その点は引き続き連携を取りながらやっていきたいとは考えております。

今後も、中長期的なところの視点を、これから検討は進めていくと

ころですが、定員の状況とか、保護人数の増加の状況とかいうものも鑑みながら、やはり子どもたちが安心安全に過ごせる環境をつくっていくということが大事かなと思っています。

また、一時保護所の設備や運営の基準に関する条例も適用が始まっております。ユニット化に努めていくことも出ておりますので、そういうところも考慮しながら、今後の保護所の整備は、中長期的な視点もしっかりと検討していきたいと考えております。

松原委員長
委員

これは、分園のほうは撤去工事をして、新しく新築で建てるという理解なのでしょうか。もしそうであれば、今年の7月に設計を出してということですが、ぜひ現場の、今の保護所の皆さんの現場の意見も取り入れて、やはり保護所の設計はとても大事だと思いますので、そうした声が届くようなもの、そして、先日、実は他区の児相で、子どもが18歳を超えて、卒業式みたいなものに出たのですが、その子はいろいろな保護所を渡り歩いて、保護所によって全然違ったと、すごく強く言っていて、やはり、先ほど安心安全な保護所をということおっしゃったのですが、それも本人も言っていたし、真心を持って接してほしいですと言っていたことがすごく印象的で、だから、職員さんも、そこで生活する子どもたちも、生活しやすいように、今のが、既存施設ゆえに、死角があったり、ちょっといろいろ使い勝手の悪いところもあるやに聞いていますので、ぜひそういうことを生かしていただきたいなと思いました。

すみません、感想でした。以上です。

松原委員長
事務局

どうぞ。

ありがとうございます。今後整備する分園ですが、既存の施設を使って、まず、内部の床とか、そういうところは、一旦、撤去工事をして、いわゆるスケルトン状態と言うのですか、ある程度中のものを撤去するのですが、基本的な躯体は既存の施設のものを使うということで、改修をするということになってまいります。

なので、なかなか、もう既にある建物の構造を活用しながら整備をしていかなければいけないという一定の制約は入ってきてしまうかなというところでございます。

ただ、整備するに当たって、どういう形のしつらえにするかについては、今後、設計をはじめ、進めていくことになりますが、一時保護所の職員、現場の意見をしっかりと聞きながら、少しでも職員、子ど

もが過ごしやすい環境になるような工夫を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

松原委員長
委員
松原委員長

よろしいですか。

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

委員

初めてのことで、よく分からないのですが、勉強させていただき感じで拝聴していたのですが、私は現場に行くこと、関わることで多くて、いろいろなことが整備されて、よいのですが、割とどちらかというと、ここに上がってこない子どもたち、微妙な子どもたちに接することが多くて、だから、この分園される、今のお声を聞いたときに、やはり携わる職員も人間ですので、いろいろな対応が違ったりとか、そういう生の声も聞いたりするのですが、ここに家庭支援センターとかがつながっているのですが、そこに行くまでの子どもたち、微妙な子どもたちがすごく多くて、私たちの役割としては、何かやって動くというよりも、つなぐという役割をすごく大事にしているのですが、その辺が非常に難しくて、そこに至った子たちはよい、母子家庭の妊産婦さん、そこに行けたところはよい、そこに行くまでを非常に課題にしております、どのようにつなげて、皆さんの御協力をどういただいたらよいのかということが日夜の課題でございます。

松原委員長

ありがとうございます。今日触れられなかった大切なポイントに触れていただきました。制度をつくっても、利用していただくということがすごく大切なところなので。

松原委員長

ほかはよろしいですかね。予定より早いのですが、事務局のほうはよろしいですか。はい、それでは全体、議事、これでおしまいということにさせていただきました。

全般的に世田谷はすごく先駆的にいろいろなことをやってくれていると思いますので、その上での御質問、御意見だったと思います。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

松本部長

ありがとうございます。本日は皆様より貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

最後に、事務局より2点、事務連絡をさせていただきます。

1点目は、本会議の議事録については、準備が整い次第、皆様にメールで送らせていただきます。お送りします議事録については、特に

御自身の御発言の部分を御確認いただいて、お気づきの点などございましたら事務局まで御連絡をお願いできればと思います。その後、区のホームページで本日の資料とともに議事録を公開いたします。

２点目ですが、御退出の際は、正面玄関ではなく、地下１階にございます時間外出入口を御利用いただければと思います。時間外出入口については、エレベーターで地下１階まで下りていただきまして、右側に進んでいただいた先にございます。

事務連絡は以上になります。

そのほか皆さん、ちょっと予定よりも早い進行ということで、以上になりますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上をもちまして令和８年度第２回世田谷区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。本日は皆様、どうもありがとうございました。オンラインの皆様、ありがとうございました。